

	富山市八尾町上笹原 634番まで	変更後		最大 21.9 最小 3.8	327.3	
県道 西松瀬八十島線	富山市八尾町東布谷字木滝 387番2から	変更前		最大 15.0 最小 4.4	95.0	富山土木センター
	富山市八尾町東布谷字木滝 323番2まで	変更後		最大 15.0 最小 7.5	95.0	

富山県告示第241号

道路の占用の制限について

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	縦覧場所
県道 魚津生地入善線	魚津市仏田3460番地先から 魚津市経田西町 723番12地先まで	新川土木センター
県道 島尻魚津インター線	魚津市石垣新3456番から 魚津市石垣新3456番まで	新川土木センター
県道 朝日宇奈月線	下新川郡朝日町大家庄 389番2から 下新川郡朝日町大家庄 810番3まで	新川土木センター 入善土木事務所

一般国道 471号	富山市八尾町中山字窪草蓮29番12から 富山市八尾町中山字窪草蓮29番13まで	富山土木センター
一般国道 471号	富山市八尾町栃折字南谷 358番から 富山市八尾町栃折字岡野幅1988番1まで	富山土木センター
一般国道 471号	富山市八尾町栃折字島崎 347番2から 富山市八尾町栃折字下落見1779番1まで	富山土木センター
一般国道 472号	富山市八尾町栃折字横渡 3番4から 富山市八尾町栃折字下落見1788番1まで	富山土木センター
一般国道 472号	富山市八尾町石戸 807番から 富山市八尾町石戸 582番まで	富山土木センター
一般国道 472号	富山市八尾町上高善寺字氷見懸 986番2から 富山市八尾町上高善寺字氷見懸 982番2まで	富山土木センター
県道 富山魚津線	富山市横越字高来1691番1地先から 富山市水橋辻ヶ堂1631番地先まで	富山土木センター
県道 立山山田線	富山市八尾町黒田65番2から 富山市八尾町上高善寺字石橋 970番3まで	富山土木センター
県道 富山小杉線	富山市婦中町西本郷1719番2から 富山市婦中町西本郷1714番2まで	富山土木センター
県道 富山大沢野線	富山市西長江2丁目 222番2から 富山市西長江2丁目 176番3まで	富山土木センター
県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内54番3から 中新川郡舟橋村竹内 305番2まで	富山土木センター 立山土木事務所
県道 富山立山公園線	中新川郡立山町横江字西木ノ下6番4から 中新川郡立山町横江字西木ノ下5番4まで	富山土木センター 立山土木事務所

県道 小矢部伏木港線	高岡市東海老坂 453番2 から 高岡市西海老坂 297番2 まで	高岡土木センター
県道 福光福岡線	小矢部市蓑輪 129番から 小矢部市蓑輪 155番まで	高岡土木センター 小矢部土木事務所
一般国道 156号	南砺市利賀村下原字上野向平 155番1 から 南砺市利賀村下原字上野向平34番1 まで	砺波土木センター
一般国道 304号	南砺市来栖字岩野33番2 から 南砺市中畑字滝谷 8番2 まで	砺波土木センター
一般国道 471号	南砺市利賀村百瀬川字東山 229番から 南砺市利賀村百瀬川字東山 230番1 まで	砺波土木センター
一般国道 471号	南砺市利賀村北豆谷79番7 から 南砺市利賀村大豆谷 106番まで	砺波土木センター
県道 新湊庄川線	砺波市八十歩1004番から 砺波市八十歩1004番まで	砺波土木センター
県道 砺波福光線	砺波市広上町18番から 砺波市苗加 391番3 まで	砺波土木センター
県道 高岡庄川線	砺波市柳瀬1605番から 砺波市久泉1031番まで	砺波土木センター

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害

の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年7月15日

富山県告示第242号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による
告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和4年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市才川七字日尾22、33、39、土生字日尾7、16

2 所在が不分明である通知の相手方

山本正一、高倉俊行、川辺政次郎、水口政義

3 通知の内容

1の森林について、令和4年3月7日富山県告示第80号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第 189条による掲示

令和4年4月7日から南砺市役所に掲示した。

富山県告示第243号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、令和4年6月28日県営農地整備事業長沢地区の換地処分をしたので同条第10項の規定にお

2 店舗を設置する者 株式会社サンショウ

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドラッグフジイ 富山県高岡市問屋町 159番地 代表取締役
役 藤井 均 他1

(変更後) ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田 2-2-15 代表
取締役社長 松本 忠久 他2

4 変更の日 平成26年9月1日 ほか

5 変更の理由 小売業者の変更のため

6 届出の日 令和4年6月20日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年7月1日から令和4年11月1日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ
る。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1
項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定によ
り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

生鮮市場 Jump 黒部店・クスリのアオキ田家新店 黒部市田家新742番地 ほか

2 店舗を設置する者 有限会社さんせん

3 店舗において小売業を行う者 有限会社さんせん ほか

4 新設の日 令和5年2月23日

5 店舗面積の合計 1,905㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

建物①：生鮮市場 Jump 黒部店、建物②：クスリのアオキ田家新店

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物①東側・北側 2 箇所、建物②東側・南側 2 箇所／77台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物①東側 1 箇所、建物②東側 1 箇所／30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物①南西側 1 箇所、建物②南西側 1 箇所／112㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物①北側 1 箇所、建物②内南側 1 箇所／14.2㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

有限会社さんせん／午前9時及び午後10時

株式会社クスリのアオキ／午前9時及び翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 6 箇所／敷地東・南・西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和4年6月22日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和4年7月1日から令和4年11月1日まで

